

障害者権利条約批准に至る歩み

- 障がい者制度改革推進会議第1次意見書(2010年6月)
- 障がい者制度改革推進会議第2次意見書(同年12月)
- 障害者基本法改正(2011年8月)
- 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会骨格提言(2011年8月)
- 障害者総合支援法(2012年6月成立、2013年4月施行)
- 障害者差別解消法、精神保健福祉法改正、障害者雇用促進法改正(2013年6月)
- 障害者基本計画(第3次:2013~17年度)(2013年9月)
- 障害者権利条約の批准(2014年1月)、発効(2月)
- 障害者権利条約批准後の政府レポート、民間団体パラレルレポート(批准後2年後実施義務)

障害者総合支援法施行3年後の見直しの10の論点 (社会保障審議会・障害者部会報告書 2015年12月)

- 常時介護を要する障害者等の支援について
- 障害者等の移動支援について
- 障害者の就労支援について
- 障害支援区分認定を含めた支給決定について
- 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進について
- 意思疎通に支障のある障害者の支援について
- 精神障害者の支援について
- 高齢の障害者の支援について
- 障害児支援について
- その他

社会保障審議会・障害者部会・報告書にみる相談支援に関する記載事項

- (論点) 常時介護を要する障害者等の支援について: (記載事項) 地域生活支援拠点の整備における基幹相談支援センターの役割
- (論点) 障害支援区分認定を含めた支給決定について: (記載事項) 自立支援協議会の強化、相談支援の充実、基幹相談支援センターの設置促進、相談支援専門員の確保、資質の向上、OJTによる研修制度、指導的な(スーパービジョン)を担う主任相談支援専門員
- (論点) 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進: (記載事項) 相談支援専門員、サービス管理責任者の研修の見直し
- (論点) 精神障害者の支援について: (記載事項) 地域生活支援拠点の整備における基幹相談支援センターの役割
- (論点) 高齢の障害者の支援について: (記載事項) 自立支援協議会と地域ケア会議、基幹相談支援センターと地域包括支援センターとの連携の推進と好事例の収集と啓発

障害者の意思決定・成年後見制度の 利用促進のあり方

- 意思決定支援の定義
- 意思決定支援の内容
- 意思決定支援の人材
- 成年後見制度の利用促進に必要な条件
- 利用しやすさへの支援
- 障害者権利条約第12条との関係

障害者総合支援法の改正の特徴

- 施設やグループホームを利用していた人を対象に、定期巡回・随時対応サービス(自立生活援助)の創設
- 一般就労の際に、事業所・家族などの連絡調整をするサービス(就労定着支援)の創設
- 重度訪問介護利用者の医療機関入院時における対応可能
- 低所得の高齢障害者が介護保険を利用する際の負担軽減
- 障害児の居宅訪問して発達支援を行うサービス(居宅訪問型児童発達支援)の創設
- 保育所等訪問支援の乳児院・児童養護施設の障害児への適用拡大
- 障害児の利用する補装具の貸与を認める
- 医療的ケア児に対する医療・福祉等の連携体制の構築

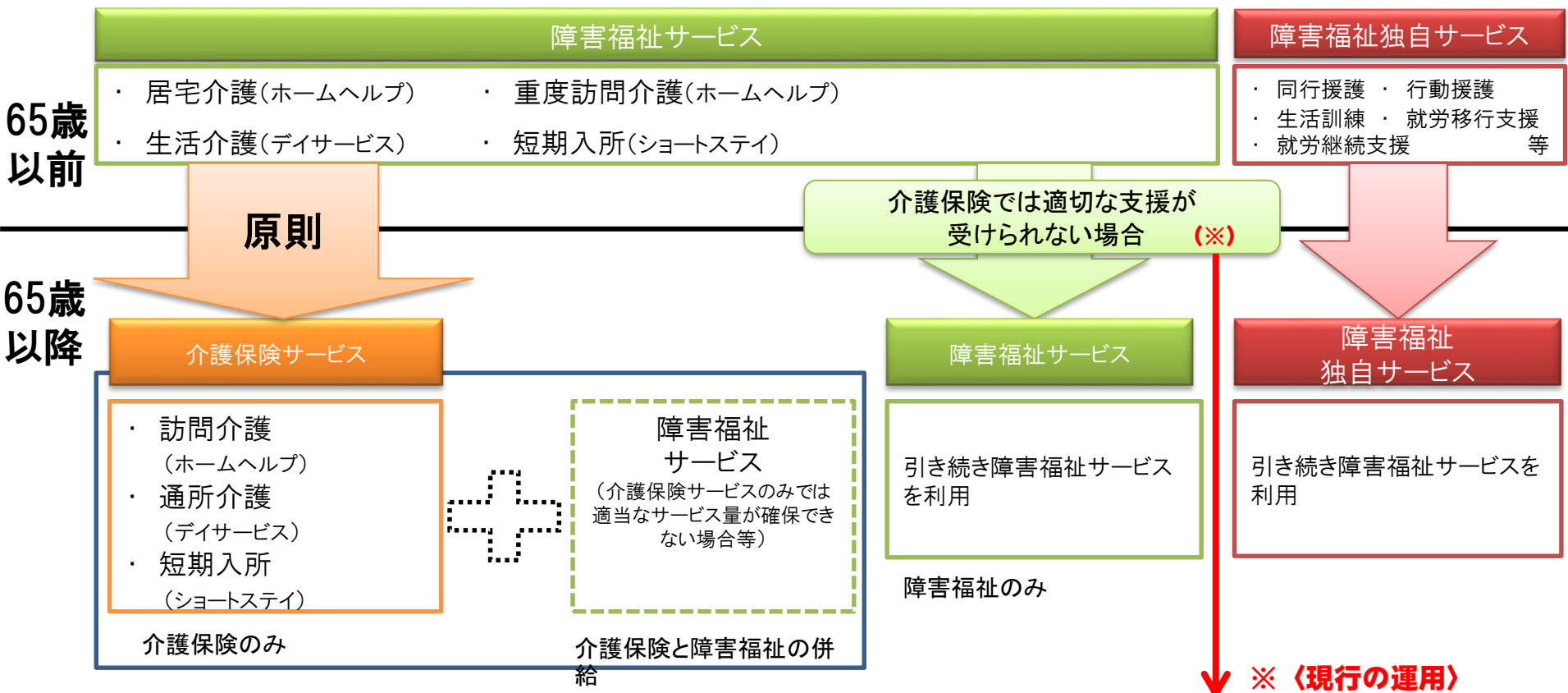
共生社会づくりと障害福祉について

一 介護保険利用年齢到達前後の連携

- 6～3月前：市町村と相談支援専門員の連携、市町村からの説明、相談支援専門員からの助言・申請支援
- 3か月前：市町村（要介護認定の申請と準備認定）、相談支援専門員から介護支援専門員への引き継ぎ
- 年齢到達時：市町村（要介護認定）、相談支援専門員（障害福祉サービス継続利用時の相談支援）、介護支援専門員（介護保険サービス利用に関する相談支援）、相談支援専門員と介護支援専門員との情報交換

介護保険優先原則

参考



一律に介護保険サービスを優先するわけではなく、以下の点を踏まえ、市町村が判断する。

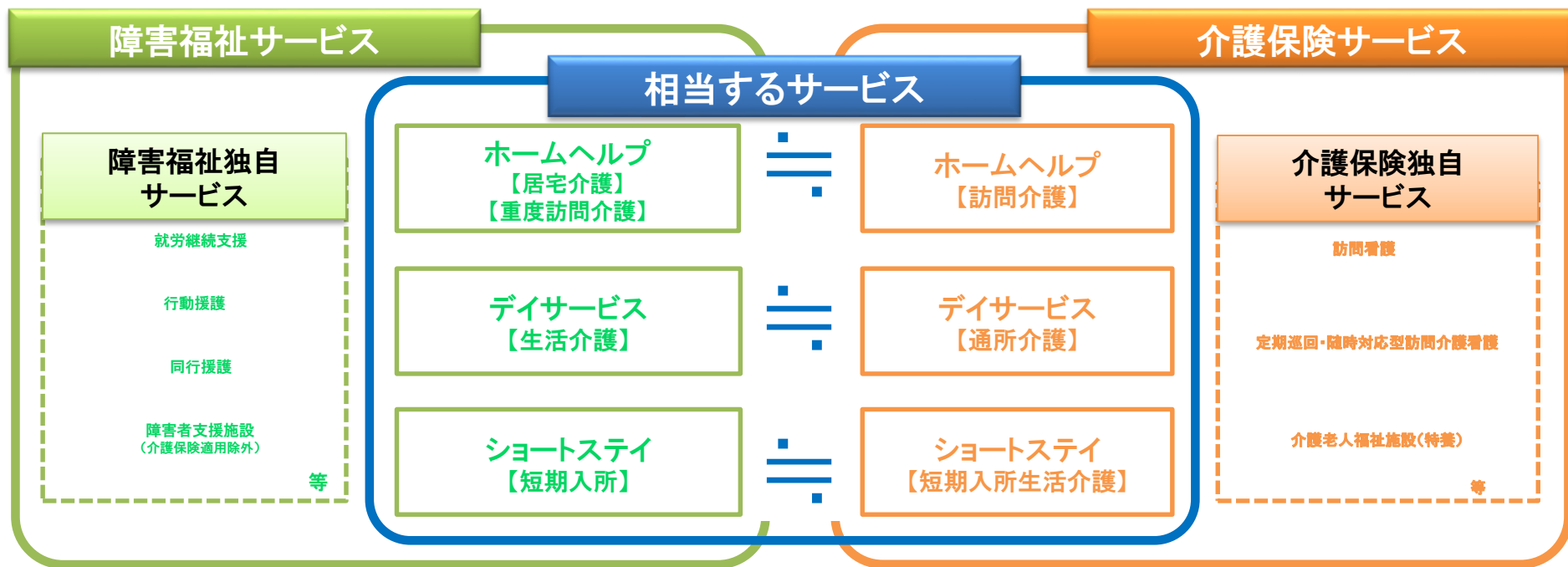
- ① 介護保険サービスを受けることが可能か否か
 - 例) 利用可能な介護保険サービス事業所が身近にない場合や空きがない場合
- ② 介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か
 - 例) 障害の状況等にかんがみ、65歳前までと同様の事業所でないと、適切な支援が提供されないと判断される場合

※ ただし、介護保険サービス利用に伴う利用者負担を回避するための障害福祉サービスの利用希望は勸業しない

障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係

障害福祉制度と介護保険制度において、それぞれ様々なサービスが設けられているが、サービスの内容や機能面から、**障害福祉サービスに類似する(「相当する」)介護保険サービスがある場合は、障害者総合支援法第7条に基づき、原則介護保険サービスの利用が優先されることになる。**

(いわゆる介護保険優先原則)



地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（概要） （地域共生社会の実現に向けた取組の推進（新たに共生型サービスを位置付け））

5月26日成立、6月2日公布

見直し内容

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

（注）具体的な指定基準等の在り方は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあわせて検討。

現行

サービスを提供する場合、
それぞれ指定基準を満たす必要がある

障害児者

高齢者



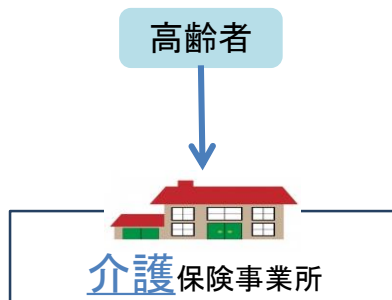
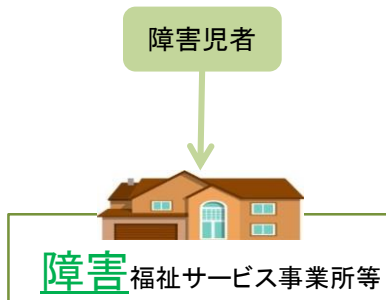
【課題】

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた障害者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられないことがある。
- 高齢化が進み人口が減少する中で、サービスの提供に当たる人材の確保が難しくなる。

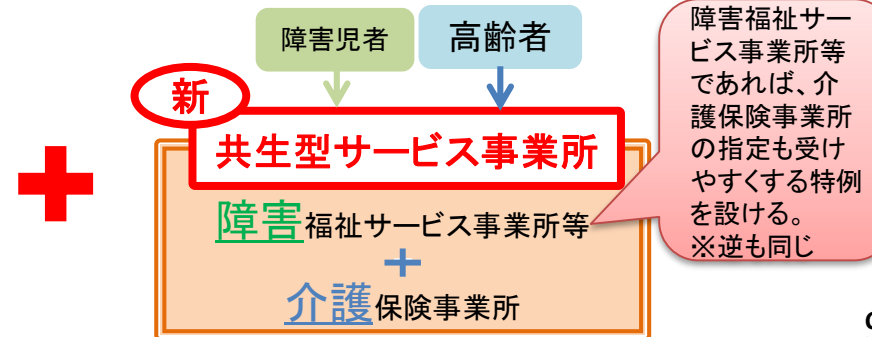
改正後

障害児者

高齢者



新たに共生型サービスを位置付け



※対象サービスは、①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ等を想定

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等